

保健室より

「感染症による出席停止について」

以下の感染症にかかった場合、学校保健安全法の規定により、定められた期間出席停止になります。

医師の診断により罹患が判明した場合は、学校（担任）へ連絡してください。

なお医師より登校の許可が出たら「出席停止に関する報告書」をダウンロードし、記入したものを登校時に学校（担任）へ提出してください。 *医療機関の証明は必要ありません

学校感染症の種類と出席停止期間

| 分類 | 病名 | 出席停止期間 |
|-----|--|---|
| 第1種 | エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 鳥インフルエンザ（H5N1） 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症及び新感染症 | 感染源となりうる期間は原則入院 治癒するまで出席停止 |
| 第2種 | インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。） | 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有な咳が消失するまで、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで |
| | 麻疹 | 解熱した後、3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。 |
| | 風疹 | 発疹が消失するまで |
| | 水痘 | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
| 第3種 | コレラ | 医師により感染のおそれがないと認められるまで *「その他の感染症」は、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症としての措置をとることができる疾患である。 |
| | 細菌性赤痢 | |
| | 腸管出血性大腸菌感染症 | |
| | 腸チフス | |
| | パラチフス | |
| | 流行性角結膜炎 | |
| | 急性出血性結膜炎 | |
| | その他の感染症 | |